

大竹市監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年5月27日

大竹市監査委員	薬 師 寺 基 夫
大竹市監査委員	和 田 芳 弘

工事監査の結果報告

1 監査の対象

平成30年度事業に係る次の工事を抽出して、工事監査を実施した。

	工事名	担当課
①	大竹市中継施設等整備工事	市民生活部環境整備課
②	木野2丁目A地区急傾斜地崩壊対策工事 (H30工区)	建設部土木課
③	手すき和紙作業所改修工事	教育委員会生涯学習課 建設部都市計画課

2 実施期間

平成30年11月 5日から
令和 元年 5月24日まで

3 監査の方法

(1) 事務調査

工事関係書類を閲覧し、入札から施工、支払までの事務処理について、関係法令や建設工事請負契約約款等に基づいて事務処理されているかどうか確認した。

(2) 工事中の現場監査

平成31年2月12日に、それぞれの工事現場において各担当課から施工状況の説明を受けるとともに、施工状況を視察した。

視察の際に指摘したことについては速やかに措置された。

(3) 実地監査

平成31年4月24日に各担当課から工事概要の説明を求めるとともに、質問により不明な点を確認した。併せて、各工事の現場を視察した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正であった。今回の工事監査に関して改善を要する指摘事項について、検討のうえ善処し、今後の工事に係る事務処理及び施工に万全を期されたい。

なお、事業の執行により、市民の安心・安全の向上など「住みたい、住んでよかったと感じるまち」づくりにつながっていることを、市ホームページ等で積極的に周知されたい。

大竹市中継施設等整備工事

- 1 工事場所 大竹市東栄三丁目地内（夢エネルギーセンター及びその周辺）
- 2 請負金額 662,040,000円
- 3 工期 平成30年 5月29日から
令和 2年 3月31日まで
- 4 請負者 新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部 中国支店

5 工事概要等

（1）工事概要

大竹市で発生する燃やすごみ等を、はつかいちエネルギーセンターまで効率よく運搬するために、燃やすごみ等の圧縮と大型パッカー車への積替えを行う可燃ごみ中継施設、紙類及びプラスチックごみを貯留するストックヤード及び仮設中継施設を設計・施工するもの。

（2）工事内訳

- | | |
|--------------------|----|
| ストックヤード工事（仮設中継含む。） | 一式 |
| ・洗車場工事（トイレ含む。） | 一式 |
| ・構内道路工事 | 一式 |
| ・雑設備 | 一式 |

6 所見（指摘要望事項）

本工事は性能発注による工事であり、工事の品質管理のため施工監理をコンサルタントに委託して、市・請負業者・コンサルタントが出席する月に1回の定例会議で、工程と進捗状況などの報告を受けて確認している。

平成30年度から令和元年度までの継続工事であり、平成30年度に完成したストックヤード棟の引き渡しを受けて、不燃物ストックヤード部分を臨時の可燃ごみ中継施設として利用している。令和元年度工事でRDF施設を改造して可燃物の中継施設が完成すれば、不燃物のストックヤードとして利用することとし、中継施設に事故等があった場合には、再び臨時の可燃物中継施設として利用することを想定している。

現場管理及び事務処理に関しては、概ね適切に執行されている。

その他事項に関することとして、支出負担行為の整理に関する規則では、「契約締結のときに、契約金額について、支出負担行為として整理する」との規定しており、ごみ中継施設等整備工事の支出負担行為の決裁は、継続費の総額の範囲内で契約を締結することを決定した際に行われていると言える。

本工事は平成30年度から令和元年度の2か年の継続費を設定して契約を締結しており、平成30年度分は部分払いを行うものとして、支出負担行為伝票は、

年度末の出来高を確認して部分払予定額が確定したのちに、当該金額について作成することとしている。

実際の支出負担行為は契約締結時に行われているので、支出負担行為伝票の作成は契約の相手方に対する支出命令の前段階の手続きである点に着目すると、その作成が支出命令の直前に行われることに矛盾はない。

しかし、支出負担行為伝票の作成が各年度における支出の範囲を予約するための行為であることに着目すると、伝票の作成は予算統制の役割を果たすものであり、また、各予算の支出負担行為の金額は、年度の決算見込みの重要な基礎資料であるので、契約締結時に年割予定額について支出負担行為伝票を作成することが望ましいと考える。

木野2丁目A地区急傾斜地崩壊対策工事（H30工区）

- 1 工事場所 大竹市木野二丁目地内
- 2 請負金額 (変更前) 15,660,000円
(変更後) 16,389,000円
- 3 工期 (変更前) 平成30年9月14日から平成31年1月31日まで
(変更後) 平成30年9月14日から平成31年3月29日まで
- 4 請負者 株式会社山清建設

5 工事概要

(変更前) 工事内訳 施工延長L=14.6m
砂防土工 一式, 法面工 一式, 防護柵工 一式, 準備工 一式

(変更後) 工事内訳 施工延長L=14.6m
砂防土工 一式, 法面工 一式, 準備工 一式, 仮設道工 一式

※変更理由

当初設計は、重機で伐採しながら斜面を上がり、法面を吹付け施工する計画であったが、現場が急斜面で施工が困難であるため、仮設道工を追加したもの。

また、関係者への協議説明に時間を要したため、工期を延長した。

6 所見（指摘要望事項）

契約締結後の工法検討において、工事現場の斜面が想定よりも急峻で、計画どおり重機を搬入するのが困難であることが判明した。対策として仮設の進入路を造成することとしたため工程が遅れ、防護柵工は令和2年度工事に先送りすることとなった。法面工に当たっては、現地の土質が想定よりも良質であったため、搬出する土砂の量が少量に抑えられた。

現場管理及び事務処理に関しては、概ね適切に執行されている。

全体事業の実施設計に対して、各年度における予算確保の状況に応じて数量計算を行って分割発注しているので、当初予定の施工計画と異なる工事内容となる場合がある。

このため、前年度までの事業との関係で工法の見直しが必要となって、契約変更が行われているが、事業費・工期とも増加を余儀なくされている。

事業課においては、前年度までの実施状況に応じて施工工程を詳細に検討するなど設計書をより綿密に照査しておくことで、請負業者の応札にも影響がなく、結果的には事業費等の大きな変更もなく、より適切に予算執行できたのではないかと考える。

工事の設計・施工変更等に係る起案については、変更理由が記載されており、

工法変更に至った経緯のほか、「関係者への協議説明に時間を要した」ことを工期変更の理由としている。協議説明が必要となった原因や協議が難航した理由など交渉記録として残しておくことで、今後、契約変更理由の説明を求められた場合などに、適切に説明できる資料として活かせるものとする。

本工事では、毎朝の作業開始前に行った危険予知活動についての活動記録が提出されているが、市発注の工事の安全確保のため、市発注工事全体でルール化することを検討してはどうであろうか。

手すき和紙作業所改修工事

1 工事場所 大竹市防鹿地内

2 請負金額

- (1) 生産設備等改修工事 1,823,040円
(2) 施設改修工事 (変更前) 18,900,000円
(変更後) 19,474,560円

3 工 期

- (1) 生産設備等改修工事 平成30年 7月31日から
平成30年 9月28日まで
(2) 施設改修工事 (変更前) 平成30年11月 6日から
平成31年 3月 5日まで
(変更後) 平成30年11月 6日から
平成31年 3月19日まで

4 請 負 者

- (1) 生産設備等改修工事, (2) 施設改修工事 株式会社朋建

5 工事概要

- (1) 生産設備等改修工事
工事内訳 水槽改修
撤去工 一式, 土工・左官工 一式, 防水工 一式, 木工 一式
(2) 施設改修工事
工事内訳 木造平屋建 (作業棟 165.24 m², 学習棟 49.68 m²)
作業棟工事 一式, 交流棟工事 一式, 外構工事 一式, 機械・電気工事 一式

※変更内容

- ・既設の屋外便所撤去を取り止め。
- ・瓦屋根の葺替え改修工事を追加 (天井撤去後に雨漏りが確認されたため)。
- ・追加工事に要する2週間の工期延伸。

6 所見 (指摘要望事項)

現場管理及び事務処理に関しては、概ね適正に執行されているが、工事施工伺いに記載の工期が鉛筆書きされ、変更指示の際に予定増金額が記載された資料が添付されていないなど、一部に不適切な取扱いが見受けられたので改善されたい。工事打合せ簿においては、承認・指示等の経緯が不明確になっているように見

受けられる。

特に、打合せ内容の正確な記録、協議・指示事項等の明確化、収受した日付の記入は必須であり、公文書として正確に記録に残すことによって、受注者とのトラブルを未然に避けることができると考える。

安全管理に関することとして、現場代理人の不在時や事故等が発生することを想定し、緊急連絡先を現場組織表に記載しておくことが考えられる。

また、休日・夜間に事故等があった際の緊急連絡先の記載がないので、市役所代表電話（守衛室）を経由して連絡することを記載するなどの対策を講じる必要があるのではないかと。

安全衛生協議会議事録において、「KY（危険予知）活動を実施する」旨の記載があるが、活動内容が分かる実施記録が提出されていない。このことは、特記仕様の安全管理に関わることであるので、「労働安全衛生法」など関連法令及び指針に基づき、現場のリスクアセスメントに取り組まれない。

和紙の原料である楮（こうぞ）の皮から繊維を取り出す工程においては、大釜に楮の皮と苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）を一緒に投入して煮た廃液が強アルカリ性であることから、この廃液が公共下水道に排出できる基準内の水素イオン濃度の廃液となるまで希硫酸を加えて中和処理している。

リトマス紙を用いて濃度測定を行い、測定結果を記録する様式を定めているが、規定の濃度の範囲内となっているかどうか判定誤りを防ぐための有効な様式となっていない。記録様式の見直しを検討されたい。

また、苛性ソーダにより強いアルカリ性となった水溶液に楮を浸けて煮沸する際には、水溶液の飛沫が作業員等に付着する懸念がある。特に、強いアルカリ性の水溶液が目につ着した場合は、重大な事故につながる懸念があるため、防護メガネを装着するなど、作業員はもとより、施設見学者に対しても安全対策を講じられたい。

その他事項として、鍵引渡しにおいて、引渡し書の受領日に記載がなく、文書受付印がない。施設の規模を問わず、純正鍵の引渡し・引継ぎは書面により、引き継いだ数量等を確認しておくことでトラブル防止になると考えるので、適切な処理を検討されたい。